

～安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

確かめよう
最低賃金！



長野労働局発表（7 - 13）
令和7年5月30日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 岡田尚人

賃金指導官 松木忠之

（代表電話）026(223)0555

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を発表します

～最低賃金違反率は15.9%、最低賃金額の不知は10.2%～
（令和6年は、21.1%）

長野労働局（局長：三浦 栄一郎）では、最低賃金の履行確保を図るため、例年1月から3月に県内の9労働基準監督署において、最低賃金額の改定により影響を受けると考えられる業種や監督署に寄せられる情報等の中から対象事業場を毎年選定して、集中的な監督指導を実施しており、今回、その結果を取りまとめましたので、公表します。

長野労働局では、今回の結果を踏まえ、引き続き、最低賃金の履行確保を図るための監督指導の実施や最低賃金額の幅広い周知を図ってまいります。

また、賃金の引上げに関する参考情報の提供や業務改善助成金をはじめとする「賃上げ支援助成金パッケージ」の周知、利用促進を行ってまいります。

【ポイント】

- 1 令和7年の監督実施事業場数 372事業場（令和6年 334事業場）
- 2 監督実施事業場のうち最低賃金違反事業場 59事業場（15.9%）
（令和6年 57事業場（17.1%）、1.2ポイント減少）〔図表1〕
- 3 違反事業場が最低賃金額以上の額を支払っていなかった理由〔図表7〕
 - 賃金を時間額に換算して比較していなかった 14事業場（23.7%）
 - 最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった 11事業場（18.6%）
 - 適用される最賃額を知らなかった 6事業場（10.2%）
- 4 違反事業場における最低賃金未満労働者の内訳
最低賃金未満労働者 127人のうち
 - 女性が73人（57.5%）〔図表2〕
 - 65歳以上が42人（33.1%）〔図表3〕
 - いわゆる非正規労働者（パート、アルバイト、契約社員、嘱託）が94人（74.0%）〔図表4〕



5 監督実施事業場の業種別違反率 [図表5]

	違反率	(監督実施事業場数)	(違反事業場数)
○ 宿泊業、飲食サービス業	18. 5%	(65)	(12)
○ 製造業	17. 1%	(70)	(12)
○ 生活関連サービス業、娯楽業	15. 8%	(38)	(6)
○ 卸・小売業	13. 4%	(142)	(19)

6 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 [図表6]

監督を実施した372事業場のうち、

○改訂後の最低賃金額を知っている 356事業場 (95. 7%)

○適用される最低賃金額を知らない 16事業場 (4. 3%)

〔 内訳 ・改訂後の最低賃金額は知らないが、
最低賃金が適用されることは知っている 16事業場 (4. 3%)
・最低賃金が適用されることを知らなかった 0事業場 (0. 0%) 〕

【今後の取り組み】

1 改定後の最低賃金額についての幅広い周知 [別添 資料1]

- ① 地方自治体の広報誌・ホームページへの掲載要請
- ② JR長野駅前での周知広報活動
- ③ 経営者団体、業種別事業者組合等への傘下事業主向け周知要請
- ④ 周知用ポスターデザインコンテスト、表彰式の開催
- ⑤ コンビニエンスストアへのポスター掲示依頼
- ⑥ 違反事業場に対する最低賃金改定額のポスター、リーフレット等の送付

2 最低賃金の履行確保を図るため、最低賃金額の改定により影響を受ける業種や各種情報から問題がうかがわれる事業場に対する監督指導の実施

3 賃金引上げに関する参考情報の提供や業務改善助成金をはじめとする「賃上げ支援助成金パッケージ」の周知、利用促進 [別添 資料2～6]

【資料】

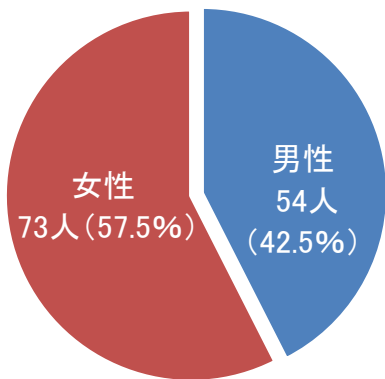
- 1 「長野県の最低賃金」リーフレット
- 2 「賃金引上げ特設ページ」リーフレット
- 3 「賃上げ支援助成金パッケージ」リーフレット
- 4 「令和7年度業務改善助成金のご案内」リーフレット
- 5 「業務改善助成金上乘せ補助制度」リーフレット(長野県)
- 6 「県内企業の皆様の「適切な価格転嫁」をサポートします」リーフレット(長野県)



図表1 監督指導結果

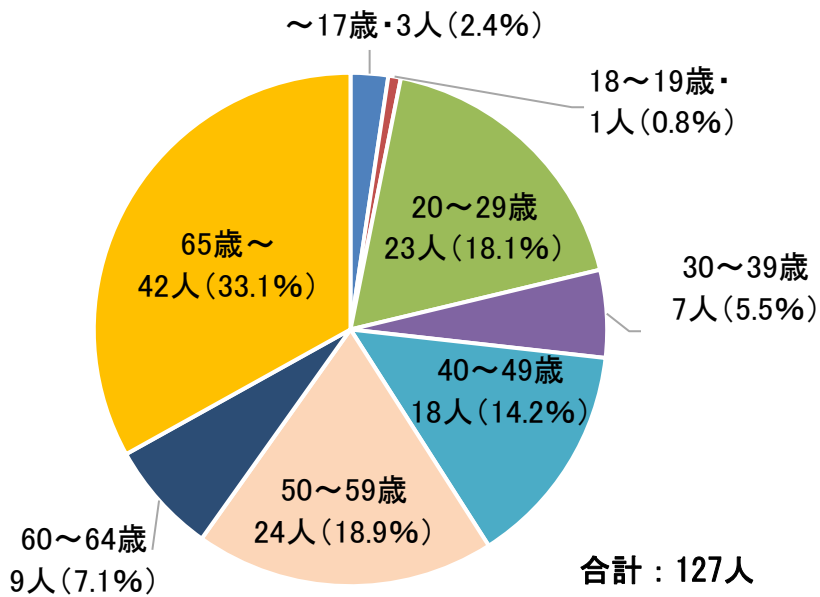
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
監督実施事業場数	277	280	324	334	372
最低賃金違反事業場数	28	38	59	57	59
違反率	10.1%	13.6%	18.2%	17.1%	15.9%
監督実施事業場の労働者数	3,989	2,946	2,746	3,792	4,388
違反事業場における最低賃金未 満労働者数	83	115	106	147	127
長野県最低賃金額	849	877	908	948	998
引上額	1	28	31	40	50
改定日	R2. 10. 1	R3. 10. 1	R4. 10. 1	R5. 10. 1	R6. 10. 1

図表2
男女別最低賃金未満の労働者数



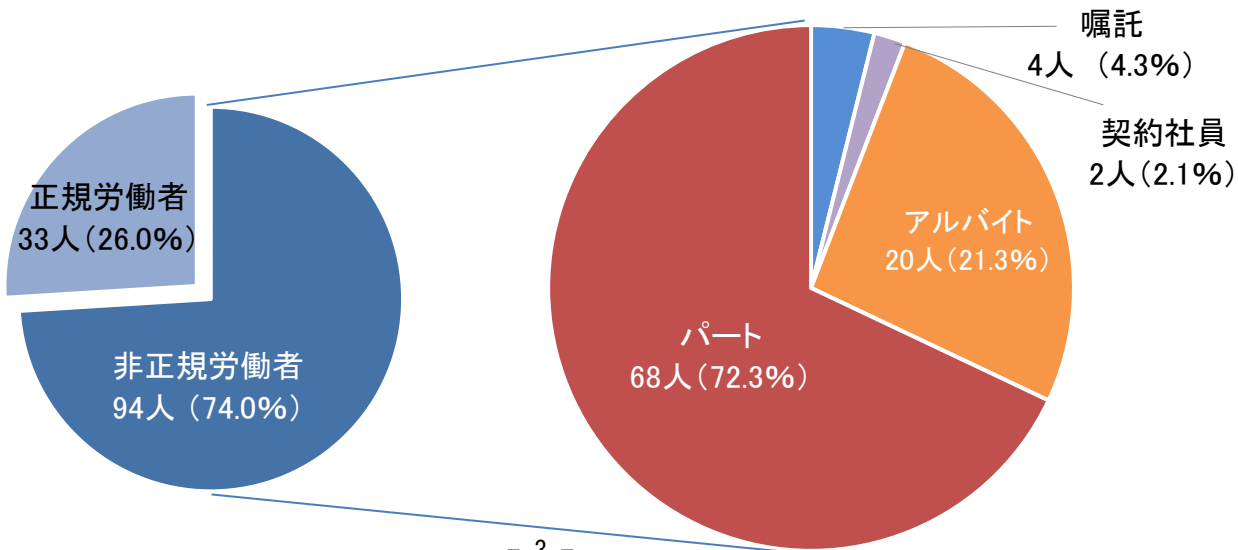
合計：127人
(監督対象全労働者数(4,388人)
の割合：2.9%)

図表3
年齢階層別最低賃金未満の労働者数



合計：127人

図表4 最低賃金未満労働者 勤務形態別内訳



図表 5 監督実施事業場の業種別違反率

	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率
宿泊業、飲食サービス業	65	12	18.5%
製造業	70	12	17.1%
生活関連サービス業、娯楽業	38	6	15.8%
卸売業、小売業	142	19	13.4%
その他	57	10	17.5%
合 計	372	59	15.9%

図表 6 監督実施事業場の最低賃金に対する認識

認識	事業場数	割合
改訂後の最低賃金額を知っている	356	95.7%
適用される最低賃金額を知らない	16	4.3%
改訂後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	16	4.3%
最低賃金が適用されることを知らなかった（最低賃金の存在を知らなかった）	0	0.0%

（注） 割合は、監督実施事業場数（372）に対する割合（％）である。

図表 7 違反事業場が最低賃額金以上を支払っていなかった理由（複数回答）

理由	事業場数	割合
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	14	23.7%
最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった。	11	18.6%
適用される最賃額を知らなかった。	6	10.2%
売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった。	4	6.8%
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	4	6.8%
高齢者には適用されないと思っていた。	2	3.4%
労働者から最賃額未満でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	2	3.4%
最低賃金の減額の特例許可の更新申請を怠っていた。	2	3.4%
その他	26	44.1%

（注１） 割合は、違反事業場数（59）に対する割合（％）である。

（注２） 複数回答のため、事業場数の合計は違反事業数（59）を超え、割合も100%を超える。

長野県の最低賃金 ちゃんと確認してる？



令和6年10月1日から

時間額

998 円

松本市

吉澤 佑樹さんの作品

計量器等製造業 最低賃金



時間額

1,032 円

令和7年1月1日発効

はん用機械器具等 製造業 最低賃金



時間額

1,043 円

令和6年12月12日発効

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
長野労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



長野労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

長野県の最低賃金

★必ずチェック! 働く人と雇う人のためのルールです★

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	
長野県最低賃金	998 円	令和6年 10月1日	 長野県PRキャラクター「アルクマ」 ©長野県アルクマ

★長野県最低賃金は、
長野県内の事業場で働く
全ての労働者に適用され
ます。

★以下の産業で働く労働者には、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。）

特定（産業別）最低賃金	時間額	効力発生日	適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	1,032 円 改正前 983円	令和7年 1月1日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,043 円 改正前 994円	令和6年 12月12日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く。）、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
各種商品小売業	998円	※令和6年度の金額改正がないことから、令和6年10月1日から長野県最低賃金時間額998円が適用されます。		
印刷、製版業	998円			

※ それぞれの特定（産業別）最低賃金の適用除外業種、適用除外者及び適用除外業務に該当する場合は、**長野県最低賃金が適用されます。**（適用業種、適用除外業種に係る日本標準産業分類の区分は、長野労働局ホームページをご確認ください。）

※ 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

※ 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

※ 技能実習制度における技能実習生は、特定（産業別）最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

※ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

※ 最低賃金を一定額以上に引き上げた中小企業・小規模事業者への支援制度として、「**業務改善助成金**」があります。
詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

※ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

長野労働局	検索	最低賃金とは・・・		業務改善助成金	
-------	----	-----------	--	---------	---

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は
長野労働局労働基準部賃金室（電話026-223-0555）へ

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー



MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介



MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能



MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合 計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職 種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE1

株式会社ゆめの樹

洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクバッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 社所在地：熊本県八代市
- 従業員数：12名



CASE2

栄研化学株式会社

医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 本社所在地：東京都台東区
- 従業員数：708名、連結754名（2023年3月31日現在）



CASE3

南九施設株式会社

造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 本社所在地：鹿児島県鹿児島市
- 従業員数：19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり・
商業・サービス
補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組めます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら



賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等

(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み

(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)

令和7年度業務改善助成金のご案内

資料4

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



工場A



事務所B

別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

<例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



A：引き上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が980円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）



対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

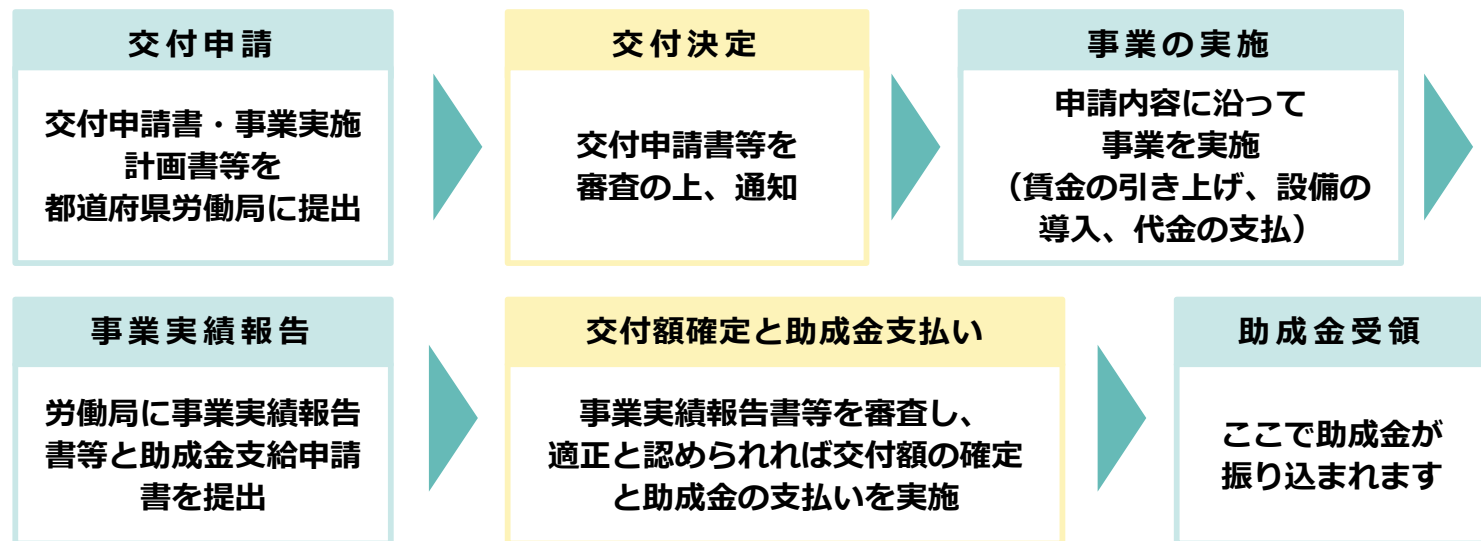


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。

※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、
申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、
サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取
組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

中小企業・小規模事業者の 賃上げと設備投資を 国と県がサポート!



国からの助成金**600**万円+長野県の補助金**120**万円で

最大 720万円の
補助が受けられます!!

生産性向上に資する
設備投資等を実施

事業場内最低賃金を
30円以上引き上げ

業務改善助成金を支給
(最大**600**万円)

さらに! 長野県内に事業所がある場合…
国の支給決定額の
10分の1を上乗せ支給
「職場いきいきアドバンスカンパニー」等
認証制度取得企業は**10分の2** (最大120万円)

国の助成金(業務改善助成金)支給条件

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇・賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

県の補助金(長野県中小企業賃上げ・ 生産性向上サポート補助金)支給条件

- ・ 長野県内に事業場があること
- ・ 令和6年1月1日以降に長野労働局に業務改善助成金の交付申請を
- ・ 行い、令和7年2月28日までに交付額確定及び支給決定通知を受けていること
- ・ 以下の宣言をいずれも行っていること

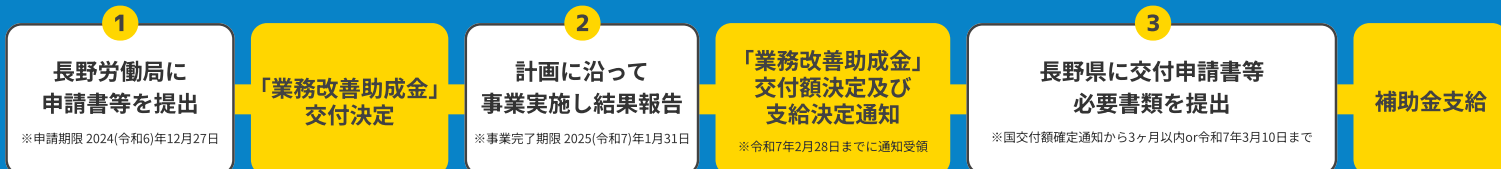
県「社員の子育て応援宣言」

国「パートナーシップ構築宣言」

社員の子育て応援宣言



申請の流れ



【注意事項】必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。今後の状況により事業内容変更等の可能性もございますのでご了承ください。

中小企業・小規模事業者とは

以下のAまたはBの要件を満たす事業者のことです

	小売業・飲食店など	A 資本金または出資額	B 常時使用する労働者
小売業	小売業・飲食店など	5000万円以下	50人以下
サービス業	物品賃貸業・宿泊業・医療・福祉・複合サービス事業など	5000万円以下	100人以下
卸売業	卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	農業・林業・漁業・建設業・製造業・運輸業・金融業など	3億円以下	300人以下

助成上限額について

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる対象になります。

特例事業者とは

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。
 なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

①賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
②物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です

②物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。

- ※生産性向上に資する設備投資等のうち、
- ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車
 - ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

お問い合わせはこちらから

長野県物価高騰・人手不足対策業務改善事業(Bizサポ)とは、県内企業の人材不足に対応するため、業務改善支援員を設置し、持続的な賃上げや生産性向上を促進する事業です。企業等の訪問による支援、賃上げ・生産性向上研修会開催のほか、県補助金申請まで伴走型支援を行います。どうぞお気軽にお問い合わせください。

長野県賃上げ・業務改善支援センター



050-2000-7065

長野県賃上げ・業務改善支援センター(長野県Bizサポ)(受付時間 平日 9:30~17:30)
 長野市南千歳1-12-7新正和ビル6F、松本市深志2-5-2県信深志ビル4F ※当事業は長野県より委託を受け、アデコ株式会社が運営しています。

✉ ADE.JP.naganobizsapo@jp.adeco.com

🌐 <https://bizsapo-nagano.jp>



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

長野県では、適切な価格転嫁を実現できるよう取引環境の整備に向けて取り組んでいます。

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において**独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記
- ✓ 他方で、記載された**発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記**



詳細は、公正取引委員会のホームページでご確認いただけます。
<https://www.iftc.go.jp/dk/guideline/unvyoukiun/romuhitenka.html>



発注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動① 本社（経営トップ）の関与
- 行動② 発注者側からの定期的な協議の実施
- 行動③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 行動④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 行動⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 行動⑥ 必要に応じて考え方を提案すること



受注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動① 相談窓口を活用して、積極的に情報を収集
- 行動② 価格交渉の根拠資料は公表資料を用いる
- 行動③ 値上げ要請に比較的に優位なタイミングなどの機会を活用
- 行動④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- 行動① 定期的なコミュニケーション
- 行動② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管



県内企業の皆様の

「適切な価格転嫁」をサポートします！

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保して、県内経済の成長と分配の好循環につなげるため、県内企業の皆様の「適切な価格転嫁」をサポートします。



価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言

(R4.12.27)

経済団体・労働団体・行政機関11団体の連名により、**価格転嫁の機運を醸成するとともに、県内中小企業、小規模事業者における賃金の引き上げを促し、サプライチェーン全体での共存共栄、利益の向上を図ることを目的に共同宣言を発出**しました。

宣言に基づき、情報発信や制度周知等を相互に連携して実施しています。

【発出者】

- 長野県経営者協会
- 長野県商工会議所連合会
- 日本労働組合総連合会長野県連合会
- 財務省関東財務局長長野財務事務所
- 長野県市長会
- 長野県
- 長野県中小企業団体中央会
- 長野県商工会連合会
- 経済産業省関東経済産業局
- 厚生労働省長野労働局
- 長野県町村会

資料 6

価格転嫁促進に向けた支援制度のご紹介



相談窓口 ～価格転嫁に関するお困りことはこちらにご相談ください～



長野県よろず支援拠点
(価格転嫁サポート窓口)

**価格転嫁など様々な経営相談に
何でも無料で対応します**

様々な実績を有するコーディネーターが、
無料で専門的なアドバイスを行います。
「**価格転嫁サポート窓口**」の設置に加え、
「**価格転嫁サポートチーム**」を組織し、
価格交渉に関するアドバイスやノウハウ
の習得支援を行っています。

☎ **026-227-5875**

✉ info@nagano-yorozu.go.jp

🌐 <https://nagano-yorozu.go.jp/>

長野県長野市若里1-18-1 (公財) 長野県産業振興機構内



下請かけこみ寺

**業種を問わず、取引に関するお悩み
相談をお受けします(匿名相談可)**

下請かけこみ寺では、中小企業等の取引上
のお悩み相談に対し、企業間取引や下請代
金法などに詳しい**相談員**や**弁護士**が無料で
相談に応じています。
相談内容はもちろんのこと、相談を受けた
こと自体も**秘密**として取り扱います。

☎ **0120-418-618**

(長野県の相談窓口につながります)

🌐 <https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>



価格転嫁検討ツール(登録不要・無料)を活用しましょう！

仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費等のコスト増加分を価格に反映させたい
中小企業・小規模事業者の皆様が商品別(取引先別)の収支状況も確認しながら、
目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツールです。

損益計算書をもとに大まかな傾向をつかむことで、現状を知り、価格交渉に向けた
相談のきっかけとしてください。



【価格転嫁検討ツール(中小企業基盤整備機構)】
<https://kakakutenka.smrj.go.jp/>

価格転嫁の必要性が“どのくらい”かみえる
“**価格転嫁**”検討ツール

- ① 商品別の収支状況を把握
- ② 数値を入れ替えて検証
- ③ 目指すべき取引価格を試算

検討をはじめよう
(登録不要・無料)

※ツールのご利用はパソコン(PC)からお願いします。

価格転嫁交渉においては、コストの上昇状況など、価格転嫁が必要となる
理由を明確に示すことをはじめ、しっかりと準備を行うことが大切です。
様々な支援施策やツールが用意されていますので、ぜひご活用ください。



価格交渉の準備 ～価格交渉に役立つツールをご活用ください～

価格交渉ハンドブック(中小企業庁)

取引先と価格交渉を行うために準備しておくよいツールや交渉を行う上で押さえておく
とよいポイントなどを、わかりやすくまとめています。

- 価格交渉ハンドブック(中小企業・小規模事業者向け) ※PDFファイルが開きます。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf

- ここから始める価格交渉 ※PDFファイルが開きます。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/hajimeru_kakaku_kosho.pdf

適正取引講習会(中小企業庁)

説得力のある価格交渉を行えるよう、オンラインで適正取引講習会を開催しています。

- 適正取引講習会(中小企業庁) : <https://tekitorisupport.go.jp/session/>

**労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料
(中小企業庁)**

価格交渉の根拠資料作成の際に参考となる公表資料をまとめています。

- 各公開資料(中小企業庁) : <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/gyoukai/konkyo.html>

価格交渉支援ツール(埼玉県)

価格交渉を行う際に原材料費等の高騰状況の根拠資料を簡単に作成できる

「価格交渉支援ツール」を埼玉県のホームページから無料でダウンロードできます。

- 価格交渉支援ツール(埼玉県) : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html>



パートナーシップ構築宣言をご存じですか？

「パートナーシップ構築宣言」とは・・・
企業が『発注者』の立場から、取引先との共存共栄の
取組や取引条件のしわ寄せ防止を宣言する取組です。

宣言企業名や宣言内容はポータルサイトで確認できます。
価格交渉先企業の宣言を確認しておくことが重要です。



長野県の宣言企業数
1,117社 (R7.1.20現在)

業種・規模を問わず宣言できます！

企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言するものです。

【宣言企業のメリット】

- ★ 自社の取組を広く周知でき、企業イメージの向上を図れる
- ★ 一部の補助金で加算措置を受けることができる etc.

【パートナーシップ構築宣言ポータルサイト】
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

